

「学校選択制」手続きの流れ

令和8年4月入学の小中学校新1年生

学校参観 10月1日(水)～7日(火)

学校選択をしない場合

学校選択をする場合

＜希望申し出の受付期間＞

10月15日(水)～10月31日(金)(土・日除く平日17時まで)

※申請のため、学校教育課学務保健室にお越し下さい。

※この期間以外での受付はできません。(時間厳守)

受け入れ枠を超える場合

受け入れ枠の範囲内の場合

11月1日(土)に市ホームページ
【新着情報】で抽選があることを
お知らせし、11月5日(水)までに
抽選会の案内を送付します。

抽選会 11月8日(土)

11月1日(土)に市ホームページ
【新着情報】で抽選がないことをお
知らせし、11月末までに承認通
知書を送付します。

＜不承認通知＞

＜承認通知＞

居住地の学区に合わせて学校指定

申し出に基づく学校指定

入学通知 1月末
入学説明会 2月頃(各学校で独自開催)

入 学 式 4月

＜お問い合わせ先＞

鎌ヶ谷市教育委員会 生涯学習部 学校教育課 学務保健室
電話 047-445-1501 (直通)

通学区域の弾力的運用による

学 校 選 択 制 の 概 要



☆学校選択制とは

入学する学校を住所に基づく通学区域だけで決めるのではなく、保護者や児童生徒が学ばせたい、学びたい学校を選ぶことができる入学時だけに認められている制度です。

☆制度のねらい

学校を自らの意思で選択し、積極的に学校と関わりを持つことにより保護者と学校が一体となって、よりよい学校づくりをさらに一歩押し進めることができるものと考えます。

○注意事項

申し出期間を過ぎた場合は受付できませんので、お申し込み忘れのないようご注意ください。

＜申し出期間＞

令和7年10月15日(水)から令和7年10月31日(金)まで
土・日を除く平日8時30分から17時まで(時間厳守)

☆学校選択制度の概要

1 選択できる対象者

令和7年10月31日時点で鎌ケ谷市に住民登録があり、令和8年4月に小中学校に入学する新1年生の児童生徒が対象です。

※特別支援学級に在籍の児童については、学校選択制をご利用の前に学校教育課指導室（047-445-1518）までお問い合わせください。

※①学校選択制により入学した兄・姉が令和8年4月時点で在籍する学校へ入学を希望する場合、または、②学校選択制以外（指定校変更）により入学した兄・姉が令和8年4月時点で在籍する学校へ入学を希望する場合は、「8 特記事項」をご覧ください。

2 入学する学校の申し出

通学区域内の学校に入学を希望する場合は、手続きの必要はありません。

申請時点でお住まいの通学区域外の学校に入学を希望する場合のみ、選択の申し出の手続きが必要となります。また、小学校入学時に学校選択制を利用して現在の学校に通学している方も、中学校入学時に通学区域外の学校を希望する場合は、新たに手続きが必要となります。

住所に基づく通学区域について、市ホームページで公開しています。

子育て・教育⇒教育⇒小学校・中学校⇒鎌ケ谷市立小学校及び中学校の通学区域について

＜持ち物＞ ※印鑑は不要です

新小学1年生(未就学児)は、9月中旬発送の就学時健康診断通知書、

新中学1年生(小学6年生)は、10月上旬発送の入学予定通知書をご持参ください。

3 学校選択の範囲

鎌ケ谷小学校・五本松小学校・鎌ケ谷中学校を除く(※)、市内の小中学校を対象とします。

※児童生徒数の見込みや学校施設等の状況により選択できません。

令和8年度の学校選択制の受け入れ枠は、各学校1クラス相当分とします。

なお、受け入れ枠の範囲を超えて申し出があった場合は、抽選により決定します。

※通学方法は、学校が定めた基準に従っていただきます。詳細は各校へご確認ください。

4 入学すべき学校の指定

(1)選択の申し出数が受け入れ枠の範囲内であった場合は、選択の申し出の学校を指定します。

(2)選択の申し出数が受け入れ枠の範囲を超えた場合は、抽選の結果により指定します。

(3)選択を希望しない場合や上記(2)の抽選にもれた場合は、通学区域による学校を指定します。

上記(1)、(2)、(3)のいずれの場合も、令和8年1月末日までに「入学通知書」により入学すべき学校を指定して教育委員会からお知らせします。

5 学校参観

学校の状況をご自身で確認いただけるよう学校参観を実施します。

今年度は、10月1日(水)から7日(火)を予定しており、期間内で学校ごとの参観可能日時を設定します。内容を各学校のホームページに掲載しますので、必ず学校のホームページで日時等を確認し、事前に電話(予約)したうえでご来校下さい。

※電話（予約）の際は教頭をご指名ください。

平日 10 時から 16 時までをお願いします。

学 校 名	電話(047)	学 校 名	電話(047)
鎌ヶ谷小学校	442-1105	道野辺小学校	445-5041
東 部 小学校	443-2070	五本松小学校	445-2366
南 部 小学校	443-5148	鎌ヶ谷中学校	444-0456
北 部 小学校	443-2410	第 二 中学校	444-6751
西 部 小学校	443-6621	第 三 中学校	443-3473
中 部 小学校	443-0029	第 四 中学校	444-2185
初 富 小学校	445-2321	第 五 中学校	443-3410

※鎌ヶ谷小学校・五本松小学校・鎌ヶ谷中学校については学校選択をすることはできませんが、学校参観はできます。

6 申し出期間

令和7年10月15日(水)から令和7年10月31日(金)までの土・日を除く平日8時30分から17時まで(時間厳守)

※上記申し出期間以降に市内転居や市外から転入等をされた方で、指定校以外の学校への就学をご希望される方は、お問い合わせ先までご相談ください。

7 結果 ※11月1日(土)市ホームページの【新着情報】に掲載します

- (1)受け入れ枠の範囲内の場合は、市ホームページ【新着情報】で抽選がない旨お知らせします。
また、11月末までに承認通知書をご自宅に送付します。
- (2)受け入れ枠を超える場合は、市ホームページ【新着情報】で抽選がある旨お知らせし、11月5日(水)までにご自宅に抽選会の案内を送付します。その後、抽選結果に基づき、承認・不承認通知書を11月末までにご自宅に送付します。なお、抽選会は11月8日(土)午前中を予定しており、抽選は職員が行うため、参加は任意です。

8 特記事項

- (1)学校選択制により入学した兄・姉が令和8年4月時点で在籍する学校へ入学を希望する場合は、この学校選択制の手続きとは別の手続きが必要です。学校選択制と同様、上記申し出期間に手続きを行いますので、該当する方は、教育委員会へお越しください。
- (2)学校選択制以外(指定校変更)により兄・姉が令和8年4月時点で在籍する学校へ入学を希望する場合には、兄・姉の継続手続きが先に必要となりますので、1月に事前に学校に予約したうえで、学校と面談(遅くとも2月末までには面談を終えてください)の後、学校教育課までご連絡ください。